

【労務管理者協議会】

■第130回幹事会及び

第5回労管50周年記念行事委員会を開催

当協議会は7月8日に高知会館において、標記会議を開催した。参加者は11名。

幹事会として最初に事務局より令和4年度上期事業活動の実績についての報告と後期事業予定を発表後、平成28年より幹事としてご尽力いただきました、とさでん交通株式会社の浅井良宏氏の幹事退任に伴う幹事補充選任と当協議会例会セミナーへの経協会員参加について協議を行い、新幹事にはとさでん交通株式会社の後任担当の大久保直美氏を令和5年総会(令和5年2月開催予定)に凶る事で、また来期(令和5年1月)以降の例会セミナー等に経協会員の参加については当協議会以外の参加者からの参加費等について引き続き協議が必要ではあるが、参加に問題ないと同意を得た。

続けて50周年記念行事委員会では、企業視察先を宮城県経営者協会から紹介いただいたゼライス株式会社で同意を得るも、現状のコロナの感染状況を考慮し9月初旬にゼライス株式会社に訪問の可否を確認したうえ予定日程で実施するかの検討をすることにした。また、50周年記念式典については高知経協・当協議会よりそれぞれ5~6名程度(1テーブル)を招待とし、参加ご案内は当協議会会員・OB等とすることで同意を得た。なお、配布を検討している記念品については、BCP対策・震災からの復興取組について周年記念視察の実施を計画してきた経緯があり防災グッズ(ランタン等)が良いのではとの意見をいただいた。



■7月例会を開催



当協議会は7月8日に高知会館において、高知大学防災推進センター客員教授・高知大学名誉教授 岡村 眞氏を講師に迎え、『近づく南海トラフ地震に備える』について解説していた

だいた。参加者は24名。

前南海トラフ地震発生後76年目となる現在、①1分以上の長い揺れを感じたら南海トラフの海溝型地震の発生であり必ず津波が来る。②地震の揺れは自然現象であり揺れを災害にするのは人である。上から物が落ちない対策が必要。③津波火災を想定外としてはダメ。④2メートルの津波で街はガレキとなる。以上のことを考え、生き残りの為の3週間・避難生活の為の3カ月・日常生活復帰への3年をもとに準備が必要との解説を受けた。



■8月例会を開催



当協議会は8月5日に高知共済会館において、太田・石井法律事務所 弁護士 石井妙子氏を講師に迎え、『カスタマーハラスメントに対する企業の対策』について解説していただいた。参加者は19名。

カスタマーハラスメントとは、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、労働者の就業環境が害されるものとされている。使用者の責務に関しては措置義務を定めた法律はなく指針のみであるが、労働契約法上の責任として労働者の心身の健康・安全を守るべく配慮する必要がある。ただ本ハラスメントは、加害者が企業外部の者である点で、配慮義務の範囲・内容の社内ハラスメントとは異なる面がある(できること、できないことがある)点に留意が必要との解説を受けた。

